

1. 法律専攻

法律専攻には、法律学の基本と応用コース・政治と法の基礎コースの2コースがあり、それぞれのコースによって専門教育科目の履修方法が異なる。

学生は、いずれかのコースを選択し、履修規程に基づいて単位を修得しなければならない。

【各コースについて】

法律学の基本と応用コース

裁判という場においては、持ち込まれた紛争(トラブル)に対して、法というルールを適用することで解決が図られる。その際には、「解釈」することを通じて、抽象的な法の内容を具体的なトラブルにあてはめる必要がある。このコースのカリキュラムは、主として、そうした法の解釈を基礎から上級へと段階的に学んでいき、その過程において、少なくとも1つの法領域を選択し、集中的に学ぶことができるよう設計されている。そうすることで、法的にトラブルを解決する力を、無理なく修得してもらうことを企図したコースである。

政治と法の基礎コース

法というルールは、社会(国際社会も含む)において機能し、主として、議会のような政治制度における政治過程を通じて作られる。このコースでは、法、政治または社会の現状を把握・分析し、それらのあり方や機能を歴史的な、またはグローバルな観点から分析することを学び、さらには、そうした分析の結果から社会にある問題を発見し、それらを解決する方策を考える能力を涵養することを目的としている。

【カリキュラムの構成と履修方法】

法律専攻における専門教育科目の構成とその履修方法は、次のとおりである。

カテゴリ	コース	
	法律学の基本と応用	政治と法の基礎
シチズンシップ科目		◆
1		
2		
3	4単位以上	
4	4単位以上	
5	6単位以上	
6	4単位以上	
7	4単位以上	
8	4単位以上	
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
計	64単位以上	

※カテゴリ3~7(それぞれ④・⑤・⑥・⑦の印がついた科目を含む)のいずれかにおいて12単位以上を修得し、かつ「☆」の付された全26科目(カテゴリは問わない)から4単位以上を修得する必要がある。

なお、「☆」の付された科目の修得単位とカテゴリ3~7のいずれかでの科目の修得単位とは、重複してよい。

◆シチズンシップ科目と9~15の8カテゴリのうち、5カテゴリ以上でそれぞれ8単位以上
計40単位以上

※1 卒業するためには、専門教育科目から64単位以上を修得しなければならない。

※2 コースの選択は、1年次の履修登録時から行う。2年次前期及び3年次前期の履修登録時に、コースを変更することができる。ただし、3年次前期の履修登録時に登録したコースが最終決定となり、4年次にはコースを変更することはできない。

※3 法律専攻の専門教育科目はいずれも選択科目であるが、コースごとに修得しなければならない科目数・単位数がそ